

市議会議員

おのざわ康弘の

活動報告

# ひげ通信



2003

No. 1

発行日 12-08 発行責任者 原田定明 おのざわ康弘後援会事務所 川越市吉田 715-16 Tel. 049(232)5789 Tel. 049(231)4850

## 統一地方選から定例議会に向けて

### 初選挙を終えて

四月二十七日の統一地方選、川越市議会議員選挙から三ヶ月が立ち私も心身ともに充実してまいりました。

私にとって初めての市議会議員選挙は政治活動期間も短く、あわただしいなかで投票日を迎え、二二三一票という大切な票をいただき、大変な感銘を受けさせていただきました。



翌日には、当選証書授与式が行われ、当選証書と議員バッジを授与され感銘と同時に自分にとって、忘れられない重責を感じた瞬間でした。

さて川越市も市制八十周年を昨年で終え、新しいスタートを切り半年以上過ぎました。世間の状況、特に経済状況の回復の兆しが今一歩見えないばかりでなく、政治がますます混迷し、閉塞状態に陥ったここ数年のような気がいたします。そうした中で、生意気かもしれませんが今回の川越市議選では五二名のすばらしい

方々が立候補され全員の方々がなんとしても、この川越市を川越市民の為に、今以上にすばらしい川越市政をつくり上げるんだという意気込みが感じられる選挙であったよ  
うな気が致しました。

### 市議会議員として

そうした中で私も選挙により信任された一人として暖かい期待と、力強いご支援を頂きました皆様には心より御礼と感謝申し上げます。

おのざわ康弘は五月二日の任期より川越市議会議員として活動を



始めました。議員会派としては、啓政会へ所属(新人議員の内5名)し、委員会は厚生常任委員会の所属となり、六月定例議会では川越市政に対して一般質問をいたしました。(詳しくは紙面にて) これからは、川越市議会議員として誇りを持ち、川越市政に対し政策提案や論争が行え、地域の役割をはたせるよう一杯の活動をしてゆくことを心に決め、初心を忘れずに四年間頑張り通します。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

区分	観覧料 (1回につき)	
	個人	団体 (一人当たり)
一般	500円	400円
中・小学生	200円	160円

※団体とは20名以上

会館時間

4月～9月 (AM9:30～PM6:30)  
 10月～3月 (AM9:30～PM5:30)  
 休日予定 12/29 ～ 1/1

<特徴>

- 常時山車が3台展示
- 製作途中の山車の展示
- 画像による川越まつり体感
- 実物大模型の展示
- 多目的室の利用
- 視聴覚室の利用
- 山車保管庫の利用
- 運営 川越市 (当面)

議会中の市側の答弁から	
本年度の入館見込	20万人/年
経済効果	七千五百万円/年
川越の来場者データ(参考)	
食事をして帰る	85.5%
(平均食事代金)	1,587円/人
土産購入平均	1,903円/人

主な議決案件

6月定例議会の主な議案

(六月十一日～七月一日)

川越まつり会館条例〔原案可決〕

市民の川越まつりに関する知識及び教養の向上を図るとともに観光の振興に寄与する為に、元町二丁目一番地に十に設置し観覧料、入館の制限、損害賠償等について定めたもの。  
**私が思う今後の課題**  
 今後の運営は民営化すべきである。



この秋オープンする川越まつり会館

川越市名細保育園新築工事請負契約について〔原案可決〕

少子化対策として新規事業及び定員増による低年齢児の保育枠の拡大並びに木造園舎の老朽化に対応するための名細保育園新築工事契約

建設場所 川越市鯉井一五九〇番地

構造 軽量鉄骨平屋建

延床面積九百二十四、〇七㎡

契約金額 一億八千九百万円

(特徴)

● 建設用地借地方式

● 保育園定員九〇名に増員(旧名細保育園六〇名)

● 〇歳児からの保育、地域子育て支援事業可能

● 保育の質の向上

川越まつり会館案件と名細保育園新築工事請負契約については、私の所属する厚生常任委員会に付託され委員会での付託案審査となりました。

厚生常任委員会での私の質問

川越まつり会館条例

● 建物維持管理について

● 名細保育園工事契約

● 名細保育園工事及び保育園運営

時の安全対策について

① 歩道が無い幅員7mの道路で危険ではないか?

② 周辺道路に対する安全対策、信号機等の設置ができないか?

③ 朝夕の園児の送迎について問題はないか?

④ 駐車場について

その他厚生常任委員会において川越市立名細保育園新築請負契約についての関係では様々な角度から議論があり決議いたしました。



第21期川越市議会議員

# 行政の情報は市民の共有財産である

## 緊張の議会質問

### 都市計画マスタープランと、

#### まちづくり条例について

まちづくりは市民だけで出来るものではない、やはりそこに住む市民と行政が共に協力し合いともに働いて、協働して作り上げるものである。

「都市計画マスタープラン」とは二〇年後の未来の川越と、その地域を見据え策定し、進捗管理してゆくプランである。その為には、行政が持っている情報を市民と共有化する為に公開し、市民や事業者のまちづくりへの参加を保障し、それぞれの役割をはっきりさせることによりまちづくりへの参画をルールにより保障してゆくことが出来る条例が、まちづくり条例であるとおもいます。

### 一般質問

**おのさわ** 川越市の「都市計画マスタープラン」について策定にあたり問題点や課題はあったか？

**まちづくり部長** 「都市計画マスタープラン」は、二〇年後のあるべき将来都市像を想定して策定されており、多岐にわたる施策を実施するにはかなりの財源を必要とすることから、市民との合意形成を前提に、各事業の必要性・緊急性・事業化への熟度・費用対効果等の観点から優先順位を慎重に検討して、まちづくりを推進してい

くかが課題であると認識しております。また、「都市計画マスタープラン」は、計画が中長期にわたることから、社会経済の変化や地域の実情等を踏まえ、市民参加のもとに必要に応じて見直す必要があると認識しております。

**おのさわ** 川越市の「都市計画マスタープラン」は、策定後三年経過したが、どのように現状認識をしているか？

**まちづくり部長** 「都市計画マスタープラン」策定後におきましては、広報「川越」を通じて都市計画マスタープランの目的、役割、基本理念、今後のまちづくりに対する考え方を市民に広くPRして参りました。市といたしましては、この「都市計画マスタープラン」に示す方針に基づき個々の事業や施策を検討し、必要に応じて都市計画決定すべく、関係各課による連携体制のもとに総合的に検討を進めているところでございます。

総合計画や「都市計画マスタープラン」に位置付けられた各施策が、実施計画に円滑に反映されるよう、その進捗管理について現在検討中でございます。

又、市民が主体的に取り組むまちづくり活動の窓口的役割を担う組織の充実につきましても併せて検討して参りたいと思っております。

### 心配される市民参加の都市計画

**おのさわ** 先ほどまでの答弁によると策定後のフォローがあまりされていないようである。せっかく市民参加で策定された計画が、言い方は悪いが、たなざらしになっていくのではないか、まさに絵に描いた餅であり、それぞれの地域でまちの未来像を明らかにしてまちづくりのビジョンを明確にしてゆくという役割をはたすこと事態が心配になってきます。

まちづくり条例について、私が理解する範囲ではまちづくり条例とは、まちづくりの市民参加を制度的に保障するものだと思います。

います。「都市計画マスタープラン」は策定時、市民参加で行われましたが、先ほどからの答弁でもその後あまり市民の姿が見えてこないばかりか、作つた後は市役所にお任せになっているようです。私はこのようなまちづくり条例は市民と行政のルールづくりであり、行政はまちづくりについて基本的な考え方を定めて、さらに行政が持っている情報を市民と共有化するために公開して市民と事業者はそれぞれの役割をはっきりさせることにより、まちづくりへの参画をルールにより保障させることが望ましいと考えるが、このようなルールづくりについてどのように評価するか？



**まちづくり部長** 川越市と致しましても、「まちづくり条例」は「都市計画マスタープラン」を具体化、及び推進させる道具として活用されるものと認識しており、まちづくり事業に市民参加を得る為の手法として大変有意義であり、今後、全国的にも定着していくものと理解しております。

**おのさわ** 「都市計画マスタープラン」について、先ほどの現状認識に基づいて、今後どのように対応してゆくのか、具体的にお答え願います。

**まちづくり部長** 今後は、先進市の事例を

もとに、川越市における「都市計画マスタープラン」のあり方につきまして調査・研究させていたいただきたいと考えております。

**おのさわ** 市長も平成一五年度、市政運営の基本的な考え方と主要施策のなかで一部の地域ではあります「まちづくり条例」の策定という表現をされています。私は、現状はもとより今後策定されるであろう平成一八年度以降の総合計画や、市街化区域に隣接する市街化調整区域の、地域の実情を反映したまちづくり等を検討される為にも「都市計画マスタープラン」を基本とした「まちづくり条例」は必要と考えますが、今後、川越市では「まちづくり条例」を制定するお考えはあるのか。

こちらは最後となりますので市長の御答弁をお願いいたします。

**市長** 「都市計画マスタープラン」について小野澤議員も一所懸命やっていたらどうかと感謝いたしております。

大変たくさんの方々が地区別に分かれて一所懸命やっていたらどうかとマスタープランが出来たわけでございますが、確かにフォローの問題があるという感じがいたします。

まちづくり条例でございますが杉並区の条例をみましてもよろしくマスタープランを作成する、その後実現するプロセスを全部ひたすらめて条例をつくることで意図も明確になると私もおもっております。今、部長が話した様に景観の条例とかが川越には特別でございますが、今後中核市となりまして開発等につきましても開発審査会をつくりましてこちらに権限がくることになりましたので、さらに幅広くそういった問題がありますので今後まちづくり条例については検討する必要がありますが調査・検討いたしまして、できれば実現したいと思っておりますので今後努力してゆきたいと思っております。

# 川越市政の 「こみ」に注目!

## 新清掃センター建設に係る

### 平成一五年度三月以降の取組状況

新清掃センター建設に係る平成一五年三月議会以降現在までの経過につきましては、市長の指示により「新清掃センターごみ処理施設等調査・企画プロジェクトチーム設置要綱」を定め、これに基づき、平成一五年五月一六日に十三名で構成する、庁内組織であります「新清掃センターごみ処理施設等調査・企画プロジェクトチーム」を設置しました。

4

本プロジェクトチームでは、機種選定経過について調査を行い、安全・安心な機種の選定について、また更に透明性の高い、公平、公正な機種選定方法等について見当を行うこととしております。

なお現在会議は三回開催されております。

#### 新清掃センターごみ処理施設等調査・企画プロジェクトチーム設置要綱

第一（設置）この要綱は、本市の新清掃センター（以下「センター」という。）の建設に係る検討経過を調査し、更に、今後のセンター建設の企画について検討するため、新清掃センターごみ処理施設等調査・企画プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、プロジェクトチームの運営について必要な事項を定めるものとする。

第二（所管事項）プロジェクトチームは、次に掲げる事項を調査、検討し、その結果を市長に報告するものとする。

① ごみ処理プラントの機種選定過程に係る調査に関する事。

② 今後のごみ処理プラントの機種選定の企画に関する事。

③ リサイクル施設プラントの検討過程の調査に関する事。

④ ごみ処理施設及びリサイクル施設の建設に係る契約方法に関する事。

⑤ 前各号に掲げるもののほか、新清掃センターの建設に関し、市長が指示する事項に関する事

第三（構成）プロジェクトチームの構成は、次のとおりとする。

① 助役

② 上下水道事業管理者

③ 市長室長、環境部長

④ 市長室の次長及び参事、総務部次長、環境副部長

⑤ 政策企画課長、財政課長、新清掃センター建設事務所長

⑥ 川越地区消防組合消防長



政務調査費による研究活動  
啓政会、行政視察七月一五日、一六日  
青森市  
〔視察事項〕

- ① 国際芸術センターについて
- ② 中心市街地活性化事業（パサージュ広場）
- ③ トントウビレッジ 電力について
- ④ 岩屋ウインドファーム風力発電について

### 「拉致問題」



平成一五年五月一八日（日）  
北朝鮮による拉致被害者の御家族である地村保志さんの父、保さんと富貴恵さんの兄、浜本雄幸さんと支援団体が家族全員の帰国を訴え、川越駅前、街頭署名活動を行いました。  
川越市から市長室国際交流課職員や同市姉妹都市交流委員会の市民やボランティアの方々がたくさんつめかけ署名活動を行い、ブルーのリボンが目には焼き付きました。  
「私、おのざわも地村さんとの会話の中で地村さんの孫に逢いたいとのコメントには涙をそそられる思いでした。」

### 次回の議会

九月定例議会は

九月四日開会予定

是非傍聴にお越し下さい。

### 市議会ワンポイント（委員会とは？）

市議会は、本来、議員が全員出席する本会議で、条例などの議案を審議するのですが、提出された議案の数や内容によっては、多くの議員が質問をすると質問や答弁の重複や時間がかかり効率的な審議が難しくなります。また、本会議は質問が3回までで、そのため、なかなか踏み込んだ質問ができず、具体的な答弁を得られにくい場合があります。

そこで、審議する条例や議案を専門化し、分化することによって、それぞれの委員会に属する議員が、直接、十分にまた効率的に審議するために委員会制度を設けられています。委員会には、常に設置されている常任委員会と、特別のテーマで設けられる特別委員会と議会の進行を話し合う議会運営委員会があります。議員は、いずれかの常任委員会に所属しなければなりませんし、2つ以上の常任委員会に属することもできません。

川越市の場合、常任委員会は総務、厚生、建設、文教の4つの常任委員会があり、それぞれ10名の議員で構成されています。総務常任委員会は市役所の組織で、市長室、総務部、財政部、市民部、会計室、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会等を、厚生常任委員会は保険福祉部、環境部、経済部、農業委員会を、建設常任委員会はまちづくり部、建設部、上下水道局を、文教常任委員会は教育委員会を所管しています。

特別委員会は、決算の審議のときに設けられる決算特別委員会や、新清掃センター建設など特別のテーマについて設置される特別委員会があります。

委員会には、課長まで出席するので、より詳細な説明を受けることができます。委員会で審議され、議決された議案は、さらに本会議で全議員のもとで議決され、はじめて議会の議決を得たことになります。

この様に、議会は慎重で十分な審議を効率的に行うため、委員会を設けています。